

平成 2 5 年 第 4 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 3 月 5 日 (火) 開催

仙北市農業委員会

平成25年 第4回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年3月5日(火)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

2番 佐藤 和	3番 野中 秀人
4番 三浦 猛	5番 糸井 淳
6番 倉橋 重基	9番 鈴木 八寿男
10番 藤川 栄	11番 黒沢 龍己
12番 青柳 良成	13番 真崎 純孝
14番 高橋 政敏	15番 門脇 博美
16番 山手 善美	17番 石郷岡 勇一
18番 千葉 惣永	19番 佐藤 善栄
20番 藤原 由悦	21番 田村 博美
22番 山本 實	23番 佐藤 孝典
24番 藤村 隆清	25番 辻 均
26番 沢山 純一	27番 羽川 正幸

4. 欠席委員 (3人)

1番 藤村 紀章	7番 新山 昌樹
8番 大山 久雄	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第11号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第12号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定

(3) 議案第13号

競売適格証明願いに対する可否決定について

(4) 議案第14号

農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用証明願について

(5) 議案第15号

農業委員会の適正事務実施に係る平成24年度活動実績(案)及び

平成25年度活動計画(案)について

(6) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業

参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

5 番 糸 井 淳

6 番 倉 橋 重 基

9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成25年第4回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 　　天候も大分春らしくなりつつあり、今日は虫が動き出す日だということですが、実際はまだまだ安定しないというのが現実のようです。国会ではTPP問題についてはかなり発熱してきているようです。農協からも県選出の国会議員へ要請等しているようです。流れでは、参加するような方向ですが、農業会議でも陳情に行くような段取りをしているようですし、農協と足並みを揃えるのか手探りの状況でしたので注目していただきたいと思います。何かいい方向へ向かっていただきたいという思いでいるわけですが、皆さんも同じような考えでいると思います。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　　次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議無し』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に5糸井委員、6番倉橋委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議 長 　　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時07分）

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

小木田主任 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が2件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2、農地の転用事実に関する回答書についてです。1件の照会があり、2月20日に山手委員、佐藤孝典委員と事務局で現地を確認しました。申請人は〇〇市の〇〇さん。申請地の所在は〇〇地区の田2筆で合計1,029㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況であります。住宅、車庫が建っていることから非農地と確認しました。これにつきましては、平成7年10月5日付けで転用許可済みの案件でございます。当時許可を受けた方は、〇〇地区の〇〇さん。転用目的は住宅となっており、その旨法務局へ回答しております。申請地の場所は国道〇〇号線から県道〇〇線に入り、数百メートルほどのところで、農地が隣接しておりますが、L型擁壁で対応していることを転用申請時に添付書類として提出された造成計画断面図で確認しております。以上です。

議 長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第11号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定に

ついて。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成25年3月5日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇46番地。登記簿原野共に田。面積が5,464㎡。3条無償移転、親戚間の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん74歳。譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さん55歳。申請事由は小作人へ贈与。申請地は以前から譲受人が耕作していた農地でございます。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇40番地。登記簿現況共に田。面積が851㎡。3条無償移転、同一世帯の親子間の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん97歳。譲受人は〇〇さん74歳。申請地は共有地となっております。共有者は譲受人外6名となっており、譲渡人持分の39分の13を全部移転するものです。世帯の稼働人員は2人中2人が農作業従事。譲受人が74歳と高齢ではありますが、自作地はしっかりと耕作されている状況でございますので問題は無いと思われます。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇地区と〇〇地区の田32筆と畑2筆の合計34筆。面積が35,711㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人は〇〇さん64歳。借受人は〇〇さん37歳。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は経営移譲年金受給のため。世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇地区の田24筆と畑4筆の合計28筆。面積が38,336㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人は〇〇さん64歳。借受人は〇〇さ

ん40歳。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は経営移譲年金受給のため。世帯の稼働人員は7人中5人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。整理番号5番につきましては、更新の案件でございますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については25番辻委員をお願いします。

25番辻 議長 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号2番については、3番野中委員よりお願いします。

3番野中 議長 《整理番号2番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号3番については、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 議長 《整理番号3番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号4番については、14番高橋委員よりお願いします。

14番高橋 議長 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第11号につきましては許可することにご異議
ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第11号については許可することに
決定します。(9時19分)

議長 次に、議案第12号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを
上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第12号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に

対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成25年3月5日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任

内容について説明します。整理番号1番から10番までは所有権移転の案件でございます。整理番号1番、農地の所在が〇〇地区の合計57筆。面積が43,374㎡。買入協議に係る案件でございます。前回総会で公社に移った案件でございますが、予定どおり〇〇地区の〇〇さんに移るものです。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり40万円の総額17,349,600円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇地区の合計27筆。面積が19,210㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん60歳。受けるのは農業公社を通して〇〇地区の〇〇さん33歳でございます。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり35万円の総額6,723,500円でございます。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇地区の合計11筆。面積が9,015㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん62歳。受けるのは農業公社を通して〇〇地区の〇〇さん57歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり26万5千円の総額2,389,000円となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇45番地1。登記簿現況共に田。面積が929㎡。移転するのは〇〇県の〇〇さん。受けるのは〇〇地区の〇〇さん61歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり25万円の総額232,250円となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が1,137㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん48歳。受けるのは整理番

号4番と同じく〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり25万円の総額284,250円となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇地区の合計10筆。面積が14,447㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん79歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん61歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり35万円の総額5,056,450円となっております。続きまして整理番号7番。農地の所在が〇〇22番地2。登記簿現況共に田。面積が13,743㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん59歳。受けるのは整理番号6番と同じく〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり35万円の総額4,810,050円となっております。続きまして整理番号8番。農地の所在が〇〇地区の合計14筆。面積が17,073㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん62歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん35歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり55万円の総額9,390,150円となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇地区の合計3筆。面積が3,309㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん60歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん59歳。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり63万円の総額2,084,670円となっております。続きまして整理番号10番。農地の所在が〇〇地区の合計2筆。面積が1,913㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん61歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん58歳。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり257番地1が10万円。285番地1が30万円の総額416,300円となっております。続きまして整理番号11番は取り下げの届出がありましたので整理番号12番へ移ります。12番から20番まで

は農協を通して利用権を設定する案件でございます。全てが〇〇地区の集落営農組合の構成員同士の貸し借りであります。構成員の中でもうできないという人が先に立っている方々に貸すものです。集落営農ということで、自分では戸別所得補償に加入していないため離農給付金、規模拡大加算の対象にはなりません。全て条件が同じで、賃借料が10a当たり2万1千円。期間が10年間となっております。続きまして整理番号21番から23番。こちらの案件は、借受人の父親が借りていた農地でございますが、経営移譲年金を受給する関係で、借受人を息子さんへ変更するものです。整理番号21番の農地の所在が〇〇地区の合計11筆。面積が13,990㎡。貸す方が〇〇地区の〇〇さん80歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん34歳。利用目的は水田として。期間は6年間。賃借料は10a当たり2万2千円の年額307,780円となっております。整理番号22番と23番についても、賃借料は公表している範囲内であり、期間も問題ないと判断されますので説明は割愛させていただきます。続きまして整理番号24番。農地の所在が〇〇地区の合計4筆。面積が3,097㎡。貸付人は〇〇地区の〇〇さん63歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん35歳。利用目的は水田として。期間は3年間。賃借料は10a当たり1万8千円の年額55,746円となっております。整理番号25番からは再設定の案件でございます。利用調整会議でも問題無いと承認を得ておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第12号につきましては適正であると認めるこ

とにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第12号については適正であると認めることに決定します。 (9時34分)

議 長 次に、議案第13号、農技法第3条第1項目的の買受適格証明願についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第13号。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、別紙のとおり買受適格証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成25年3月5日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 裁判所からの競売物件に係る案件でございます。まだ公告されていませんが、関係者への通知により物件の情報を得て適格証明願を提出したものです。裁判所へ問い合わせたところ、3月13日公告予定とのことでした。公告前の物件に対しての適格証明書であっても、入札に参加できるかと問い合わせたところ、裁判所では問題無いとのことでありまして、証明するか否かは農業委員会の判断に任せるとのことでしたのでご審議よろしくお願いいたします。整理番号1番、農地の所在が〇〇地区の合計4筆。面積が6,166㎡。土地所有者は〇〇地区の〇〇さん。申請人は同じく〇〇地区の〇〇さん22歳。申請事由は経営規模の拡大でございます。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇地区の1筆。面積が549㎡。土地所有者は整理番号1番と同じく〇〇さん。申請人は〇〇地区の〇〇さん。整理番号1番の申請人の父親でございます。申請事由は経営規模の拡大となっております。資料48ページの案内図をご覧ください。申請地の場所は、整理番号1番が、前回総会でご審議いた

だいたひ仙台国税局からの公売物件の道路を挟んで向かい側の圃場でございます。整理番号2番の申請地の場所は、市道を内陸線沿いに北上し、六本杉踏切付近から更に数百メートルのところでございます。議案第13号の申請人につきまして、担当者の意見としては、営農状況等問題無いと判断し、申請を受け付けております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

22番山本 議長。

議 長 どうぞ。

22番山本 公告前ということでしたが、公告後に証明願の提出があるということですか。

小木田主任 公告されればインターネット、新聞のチラシ等で情報を得た方が申請するという可能性はあります。

議 長 他にありませんか。

21番田村 他の市町村では、このような案件であれば一括で処理するというのを聞きましたが、当市では他市町村とは違う考えということですか。

議 長 違う考えということではなく、裁判所では公告前の案件に対する適格証明書を出すか出さないかは、各市町村の農業委員会へ判断を任せるといふことです。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第13号については適格であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第13号については適格であると証

明することに決定します。(9時43分)

議長 次に、議案第14号、農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用証明願についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第14号。農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願について。生前一括贈与を受けた農地について、納税猶予の適用を受けるための証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成25年3月5日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。農地を贈与した場合贈与税、不動産取得税が発生します。本来であれば納税することになりますが、猶予する制度があります。その適用を受けるために平成24年1月1日から12月31日までに贈与した方と、それ以前に贈与を受けた方で適用を受けている方は3年に1度、農業委員会の証明が必要となっておりますのでご審議よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩します。

休憩(9時48分)

再会(10時00分)

議長 休憩以前に戻り、会議を再開します。

議長 審査が終了したようですので、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 内容ですので、議案第14号については、適正であると証明することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第14号については、適正であると証明することに決定します。(10時01分)

議長 次に、議案第15号、農業委員会の適正事務実施に係る平成24年度活動実績（案）及び、平成25年度活動計画（案）についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第15号。農業委員会の適正な事務実施について。農業委員会の適正な事務実施についてに係る平成24年度農業委員会の点検、評価（案）及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を別紙のとおり策定したので承認を求める。平成25年3月5日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

竹下参事 これにつきましては、平成21年12月に農地法が改正になり、農地制度の実行性を上げるためのものです。具体的な法令事務の実施手順や促進事務について審議結果を透明にしホームページ等で公表するということが、地域の実情に合わせた取り組みを行うということと違反転用に対する適正な対応ということです。点検、評価及び活動計画については作成し、毎年度3月末までに公表し、地域の農業者から意見を徴収、整理し再度5月に取りまとめ6月までに国に報告するということになっております。それでは、内容について説明します。始めに点検、評価についてです。議案第15号別冊資料をご覧ください。法令事務に関する点検ということですが、総会開催日、公開である旨の周知状況についてですが、市ホームページで公開しております。次に、議事録につきましては、約2ヶ月の期間で詳細なものを作成し市のホームページで公開しております。次に、農地法第3条に基づく許可事務についてです。昨年の処理件数は58件です。全てが許可となっております。事実関係の確認ということで、地区担当農業委員が現地調査を行っています。総会での審議は、3条調書を作成し、許可基準に基づき審議しています。処理期間として

は標準で28日。平均20日となっております。次に、農地転用に関する事務についてです。昨年の処理件数は31件です。こちらも地区担当農業委員による現地調査を行い、現地報告に基づき審議し、結果を議事録で公開しております。標準処理期間は28日で平均28日となっております。次に、農業生産法人からの報告への対応についてです。管内の農業生産法人は9法人。報告書の提出があった法人が6法人。うち、督促を行った法人が1法人。うち、報告を提出しなかった法人が3法人ですが、このうち2法人は平成24年度に立ち上げられた法人ですので報告義務はありません。実質の未提出は1法人でございます。この法人につきましては、担当委員、事務局でも再三催告しておりますが、提出がない状況でございます。引き続き督促を行ってまいります。次に、情報の提供等についてです。賃借料情報については、調査対象件数が994件。公表時期が平成24年2月。情報の提供方法としては市ホームページで公開及びチラシを全戸配布しております。農地の権利移動等の状況把握については、調査対象件数が381件。取りまとめ時期は平成24年3月。情報提供の方法としては、概要について委員会だよりで公表しています。是正措置としては、市ホームページでの公開を検討となっております。農地基本台帳の整備については、対象農地面積が5,630ha。整備方法はシステムを随時更新。データ更新につきましては、毎月の総会后、農地の権利移動や転用状況について情報の更新を行っております。住基データ、土地情報については、年2回データ更新を実施しております。次に、法令事務の遊休農地関係についてです。管内の農地が5,630haに対して遊休農地が98ha。割合としては1.74%となっております。課題としては、農業従事者の高齢化による労力不足、受け

手がないため遊休農地となる恐れのある農地が増加傾向にあるとなっております。平成24年度の目標及び実績については、目標が133haに対して実績が81.8ha。達成状況は62%となっております。活動計画については、8月から10月に農業委員による調査を実施しております。指導が11月から2月まで。指導件数が110件です。評価については、遊休農地の指導については計画通りですが、解消率62%ぶな森の部分で、計画が120haとなっているところを71.2haの解消にとどまったということで、引き続き平成25年度も事業を継続することとなっております。次に、促進事務に対する評価についてです。認定農業者等担い手の育成及び確保の現状については、管内の認定農業者が341経営。課題は高齢化、後継者不足により地域農業の担い手が減少しており、各地域の状況にあわせた担い手の育成、確保を図っていく必要があるとなっております。目標としては、12経営増となっておりますが、実績が3経営の増となっております。達成に向けた活動としては、地域農業再生協議会が実施する事業に参画し、認定農業者制度の周知、普及を行っております。次に、担い手への利用集積についてです。これまでの集積面積が、3,884haで集積率が68.99%です。課題は高齢化等により耕作放棄地化する恐れのある農地が増加傾向にあることです。実績につきましては、目標50haに対して230haということで達成率が460%となっております。規模拡大加算事業、耕作放棄地再生事業を有効活用したためにこのような達成率になったと考えられます。次に、違反転用への適正な対応についてですが、管内の違反転用面積は0となっております。地区担当農業委員による随時調査を実施していただいた結果と判断しております。これを踏まえて平成25

年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明します。法令事務、遊休農地関係については、目標が50ha。設定の考え方としては、昨年の目標が133haとなっておりますが、昨年度実績の81.8haを差し引いた面積の内約が50haということでこのように設定しております。遊休農地の調査といたしましては、例年どおり8月から10月に調査を予定しております。指導につきましては、昨年度より時期を早める計画でございます。次に促進事務、認定農業者関係です。目標といたしましては、農山村活性課と協議した結果、398経営となりましたが、歳認定されないケースが増えているということから、目標を10経営増と設定しました。取り組みといたしましては、昨年と同様でございます。次に、担い手への利用集積関係ですが、平成25年度の目標としては50haと設定しております。活動計画としては、人、農地プランが策定されておりますので、その着実な実施と再生事業を活用して利用集積を図ります。最後に違反転用についてですが、これは今までどおり地区の農業委員による随時調査により発生させないということで目標を0に設定しております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 農業生産法人からの報告で1法人が未提出となっておりますが、強制ではないのですか。

竹下参事 暫時休憩を要望

議長 暫時休憩します。

休憩（9時48分）

再会（10時00）

議長 休憩以前に戻り、会議を再開します。

議 長 報告未提出の法人には引き続き指導を行うこととします。他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第15号については、この策定を承認することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第15号については、承認することに決定します。(10時01分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

11番黒沢 議長。

議 長 どうぞ。

11番黒沢 議会は3月22日までの期間で26日に会期になります。まだ議会を通っていないため大まかな説明しかできませんが、農業関係では夢プランは従来通り予算が付いております。種苗交換会は新規では駐車場費、共済負担金として予算が付いております。開催場所については協議会ではほぼ固まりつつあるようですが、関係者との協議はしたのかと聞いたところ、協議をして原案としているということでした。それから、大規模肥育団地についても予算が付いております。以上です。

議 長 他にありませんか。

17番石郷岡 議長。

議 長 どうぞ。

17番石郷岡 土地改良区からですが、後継者へ名義変更をする場合は土地改良区への届出も必要になりますが、届けないケースがかなりあります。土地改良

法では届出が義務付けられておりますので、各農家へのご指導よろしく
お願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。推薦委員からの報告が終わりました。次に、
協議に入ります。事務局よりお願いします。

竹下参事 平成25年度農作業標準賃金表についてです。案として、資料を配付し
ておりますが、2月25日に農政専門委員会を開催し、協議したもので
す。その中で燃料費が値上がりしたため金額を上てほしい、畜産関係の
料金も載せて欲しいという意見もありましたので協議しています。値上
がりしたもの、追加された項目については資料に記載のとおりでござい
ます。今回ご協議いただき、決定したものににつきましては、3月15日
に賃借料情報と両面刷りしたものを全戸配布する予定でございます。以
上です。

議 長 これについてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議 長 それでは原案通り決定することにします。他に協議事項はありますか。

藤原主任 会務報告の際に認定審査会に出席とありますが、誰が認定を受けたのか
ということを報告しておりませんでした。人、農地プランも完成しまし
たので、それを合わせた仙北市認定農業者台帳を作成しましたのでご覧
いただきたいと思えます。認定農家へ農地を売った場合、税制控除を受
けることができます。また、人、農地プランに位置づけられた農家へ貸
した場合は離農給付、規模拡大加算の補助対象となりますので、この台
帳を今後の活動の参考にしてくださるようよろしくお願いいたします。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成25年第4回仙北市農業委員会総会を閉会いたし

ます。お疲れ様でした。(10時42分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成25年 4月 5日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 5 番 糸 井 淳

署 名 員 6 番 倉 橋 重 基
